

# オンサイト保守サービス約款

---

FXC 株式会社

2018年11月1日

## 第1条 (総則)

本約款及び「保守サービス仕様書」(以下、総称して「本約款等」といいます。)は、FXC 株式会社(以下「当社」といいます。)が、当社がお客様へ販売した製品(以下、「対象製品」といいます。)に対して、お客様に提供する保守サービスに関する内容及び条件を定めるものです。

2. お客様の当社への製品保守サービス(以下、「本サービス」といいます。)の発注をもって、お客様は本約款等の内容に同意されたものとみなします。

## 第2条 (保守サービス)

当社は、本約款等に基づきお客様に本サービスを提供するものとします。

2. 本サービスは、日本国内に設置されたお客様の設備のみを対象とし、また本サービスの提供区域は日本国内に限定されるものとします。

3. 当社は、いつでも自己の裁量にて、特段の予告をすることなく適宜本約款等の内容を変更し、かつ、かかる変更が既存又は将来のお客様に適用されるか否か、また適用される場合はその時期について、決定することができます。

4. 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者へ委託できるものとします。

5. 本サービスの受付方法及び時間帯、実施方法、問い合わせ窓口については「オンサイト保守サービス仕様書」記載のとおりとします。

## 第3条 (保守サービスの期間)

当社は、本サービスの長期一括で契約できる保守期間は原則製品納入日から 5 年間としお客様に提供するものとします。

2. お客様が、通算で5年間を超えて、本サービスの継続を希望する場合は、お客様と当社で別途協議するものとします。

## 第4条 (責任の範囲)

当社は、本サービスを善良なる管理者の注意義務を持って実施するものとしますが、次の各号に定める事項については、責任を負わないものとします。

(1) 当社の助言及び判定の正確性、有用性

(2) 当社の助言及び判定に基づきお客様が実施する対策の結果

2. 本サービスにかかる当社の責に帰すべき事由による債務不履行又は瑕疵に起因してお客様が損害を被った場合、お客様は、当社に対し、当該債務不履行又は瑕疵のあった本サービスの対象製品にかかる年額の基本保守サービス料金単価相当額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、当社の責に帰すことが出来ない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、当社は、賠償責任を負わないものとします。

3. 本条の定めは、当社が負担する損害賠償の全てを定めたものであり、いかなる場合にも、当社の責に帰すべからざる事由による損害、逸失利益、データ及びプログラムなどの無体物に生じた損害、及び第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害等については、損害賠償の一切の責を負わないものとします。

4. 当社は、本サービスの提供によりお客様の問題が解決されることを保証しないものとします。

#### 第5条 (免責事項)

本サービスに関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の各号によりお客様等に発生した損害及び第2項については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力によりお客様に損害が発生したとき。
- (2) 対象製品の不適切な使用・誤用によりお客様に損害が発生したとき。
- (3) 対象製品の修正・改変が行われたことによりお客様に損害が発生したとき。
- (4) その他当社の責に帰すべからざる事由によりお客様に損害が発生したとき。

2. 当社は本サービスに必要な情報等をハードウェア製造元から入手できない場合は、本サービスを提供しないことがあります。

#### 第6条 (過怠約款)

当社が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、お客様は、当社に通知することにより、本サービスの全部又は一部を解除することができるものとします。また、お客様が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、お客様は、当然当社に対する全債務の期限の利益を喪失し、当社は、何らの催告を要しないで本サービスの全部又は一部を解除することができ、又は解除しないで一時に債務残額全部の履行を求め、その完済までの間、本サービスを停止することができます。

- (1) 相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき不渡り処分を受けたとき又は支払停止状態に至ったとき
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受けたとき
- (3) 自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てをしたとき、又は清算に入ったとき
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
- (6) 相手方若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備若しくは主要資産の処分を行った場合
- (7) 自己の責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、相手方が 30 日の予告期間をもって書面で催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき

#### 第7条 (機密保持)

お客様及び当社は、本サービスにより知り得た相手方の業務上又は技術上の機密を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方の文書による事前の同意を得た場合は、この限りではありません。

2. 前項の規定は、本サービス終了・解約後といえどもその効力を有します。

#### 第 8 条 (個人情報取扱い)

お客様及び当社は、本サービス遂行のために相手方から提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報に関して「個人情報の保護に関する法律」その他関連法令(以下「個人情報保護法等」といいます。)を遵守するものとします。ただし、相手方の文書による事前の同意を得た場合又は個人情報保護法等に違反することなく当該個人情報を使用若しくは第三者に提供できる場合は、この限りではありません。

2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、お客様が管理する個人情報が漏えいし、お客様及び第三者に損害が生じた場合には、当社のお客様に対する損害賠償額について両方で協議の上決定するものとします。ただし、その額は第 4 条第 2 項に規定する上限額を超えないものとします。

#### 第 9 条 (知的財産権等)

本サービスの利用によりお客様に提供される成果物については、その著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。)、特許権、商標権その他の知的財産権は全て当社に帰属するものとします。お客様はお客様の自社利用の範囲内で当該成果物を複製及び改変できるものとします。

2. 前項を除き当社は著作権・特許権・商標権その他の知的財産権に基づきいかなる権利もお客様に対し、許諾又は譲渡するものではありません。

#### 第 10 条 (管轄裁判所)

本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。

#### 第 11 条 (協議事項)

本サービスについて疑義が生じた場合及び本約款等に定めのない事項については、お客様及び当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

以上